



明るい選挙啓発 ポスターコンクール 作品募集

選挙への関心を高め、明るい選挙の実現を呼びかけるポスターを募集します。

応募資格 小学生～高校生

画材 絵の具、ポスターカラーなど(紙や布を使用した貼り絵も可)

大きさ 四つ切り (542 mm × 382 mm)、八つ切り (382 mm × 271 mm) の画用紙の大きさ

審査 市および東京都明るい選挙推進協議会などで審査を行い、11月上旬に最終発表を行う予定

注意

- ① 作品の裏右下に、「学校名・学年・氏名(ふりがな)」を記入してください。
- ② 入選・入賞作品は、原則として返却しません。
- ③ 入選・入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は啓発資材などに利用します。
- ④ 入選・入賞した場合、「学校名・学年・氏名」を公表することがあります。

応募方法・問合せ 9月9日(金)までに、直接選挙管理委員会事務局(市役所分庁舎)へ



▽会計課

よび各種受給者証の申請受け付け／高額療養費、出産育児一時金の貸付申請の受け付け／国民健康保険被保険者証や各種受給者証の再発行／後期高齢者医療証および各種受給者証の再発行の受け付け／年金の免除(一般・学生特例)、年金手帳再交付申請の受け付け／年金受給者の住所変更届のはがきの交付(国民年金・厚生年金用)

◆市の税金、上下水道料金および保育料などの納付受け

※次の市税などについては、コンビニエンスストアで納付することもできます。

□市・都民税／固定資産税・都市計画税／軽自動車税／国民健康保険税／介護保険料／後期高齢者医療保険料／保育料／学童クラブ育成料／上下水道料金

※納付の際は、必ず納入通知書を持参してください。(納入通知書がないと取扱いができません)

▽教育総務課

※国民年金、都税、国税、他市の税、給食費などの収納金については取扱いができません。
※水道事務所では、土・日曜日、祝日における、上下水道料金の納付はできません。

※市役所1階会計課窓口で受け付けます。

◆転入学届、入学願書(外国籍児童・生徒)の受け付け(これらの届出については、後日、学校での手続きが必要となります)／学区変更を伴わない住所および氏名などの変更届の受け付け／就学援助費受給申請の受け付け



▽児童青少年課

◆新年度の学童クラブ入所受け付けなど(開庁時期：1月)

▽保育課

◆新年度の入園受け付けなど(開庁時期：12月)

通年窓口業務・特定時期窓口業務の 開庁時間

□午前8時30分～正午(受け付けは午前11時45分まで)
□午後1時～5時15分(受け付けは午後5時まで)

□土・日曜日が祝日と重なった場合も窓口開庁します。
※ただし、土・日曜日以外の祝日および12月29日～1月3日は窓口開庁しません。

□土・日曜日の窓口業務では、取り扱えない業務があります。詳しくは、各担当課へ問い合わせてください。

くチャンスをかち、未来を拓こう！

6月23日(木)～29日(水)は男女共同参画週間

6月23日(木)～29日(水)は『男女共同参画週間』です。

国は、男女共同参画社会基本法の目的や理念に対する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から1週間を男女共同参画週間とし、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組みを推進しています。この週間をきっかけに男女共同参画社会について考えてみませんか。

市の取組み

市では、平成9年に『自分らしく生きよう』はむら“アピール”男女共同参画都市宣言』を行い、男女共同参画関係施策の実施に努めてきました。平成14年には「はむら男女共同参画推進プラン」(平成14年度～23年度)を策定し、現在、後期実施計画を進行中です。

めざす将来像

『一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる』はむら』

男女一人ひとりが自立し、性別に関わりなく個人として尊重され、対等な

立場であらゆる活動に自らの意思をもって参画し、責任をともに担い合い、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指します。

5つの基本理念

- ① 男女の人権の尊重
 - ② 社会における制度や慣行のあり方の見直し
 - ③ あらゆる活動における政策・方針決定への共同参画
 - ④ 家庭生活における自立と他の活動との両立
 - ⑤ 地球市民としての国際協調
- 「はむら男女共同参画推進プラン」は、市役所3階企画課窓口、1階市政情報コーナー、図書館、市ホームページでご覧いただけます。
- 問合せ 企画課企画担当



平成23年度男女共同参画フォーラムの実行委員募集

市では、市民の皆さんと協働して男女共同参画に関する施策を推進していきます。

市民を対象とした男女共同参画に関するフォーラム「女と男、ともに織りなすフォーラム in はむら」の企画・運営に携わっていただける方を募集します。

※活動は無償で行っていただきます。
応募資格 男女がともにいきいきと暮らせるまちづくりに関心のある方

任期 平成24年3月まで

開催 主に平日の午後7時～9時

開催回数 年8回程度

申込み・問合せ 電話・ファクス・Eメールまたは直接企画課企画担当へ

※申込みは随時受け付けています。

※第1回実行委員会は7月下旬を予定

FAX 554-2921

✉ s101000@city.hamura.tokyo.jp

男女共同参画社会って何だろう？

男女共同参画社会とは、「男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会」ということがいえます。このような社会の実現によって、どのようなことが期待できるでしょうか。

職場に活気

- 多様な人材が活躍することによって経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家族がお互いに尊重し合い、協力し合うことによって、家族のパートナーシップが強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティアなどに参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現できる社会は、一人ひとりの豊かな人生につながっていきます。(内閣府男女共同参画局ホームページより抜粋)